

2023 年 10 月 16 日



各 位

会 社 名 株式会社ミモナ
(コード番号 7117 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 池田 道夫
問合せ先 取締役経営管理部長 山中 一晃
T E L 0736-25-6639
U R L <https://mimona.co.jp/>

臨時株主総会開催日、付議議案の決定、定款の一部変更及び取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023 年 11 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます）の付議議案について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 本臨時株主総会の開催日及び場所

- (1) 開催日時：2023 年 11 月 28 日（火）午前 9 時
- (2) 開催場所：和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田 4 番池の 1
当社会議室

2. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第 6 号議案 会計監査人選任の件

3. 定款の一部変更

- (1) 定款変更の理由

取締役会の監督機能の強化と、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガ

ナバンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査役</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>5</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、<u>選</u>任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">1. 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、当該提案について監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p>	<p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第28条 当社の監査役は、1名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第31条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p>
	<p>第1条 当社は会社法第426条第1項の規定により、2023年11月28日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</p>

現行定款	変更案
	<p>る。</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 2023年11月28日開催の臨時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</p>

4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)選任について

2023年11月28日開催予定の臨時株主総会及び同臨時株主総会終了後の取締役会に付議予定

氏名	新役職名	現役職名
池田 道夫	代表取締役社長	代表取締役社長
桑野 光生	取締役	取締役
山中 一晃	取締役	取締役
長谷場 友理子	取締役	取締役

5. 監査等委員である取締役選任について

2023年11月28日開催予定の臨時株主総会及び同臨時株主総会終了後の取締役会に付議予定

氏名	新役職名	現役職名
鳴瀧 英人	社外取締役 監査等委員	-
鈴木 智仁	社外取締役 監査等委員	監査役
嘉村 哲	社外取締役 監査等委員	-

以上